

いすみ市地域おこし協力隊員募集要項

少子高齢化及び人口減少による地域活力の低下や、コミュニティの存続などが懸念されるなか、市外からの人材を誘致し新たな発想・能力を活用することで、定住促進活動を通じて人口の増加による地域の活性化を推進するとともに、隊員の定住を図るため、以下のとおり地域おこし協力隊員を募集する。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員 2 名

2. 募集条件

以下のすべての項目に該当するものを対象とする。

- (1) 年齢 20 歳以上（応募時点現在）
- (2) 応募時に 3 大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員として採用された場合はいすみ市内に居住し住民票を異動すること。家族での居住も可能。採用される前に既にいすみ市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象とならない。
- (3) 普通自動車運転免許を持っていること。

3. 任期

初年度の委嘱期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。次年度からは年度毎に委嘱することができるものとし、最長 3 年間（令和 11 年 11 月 30 日まで）とする。

なお、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

4. 活動時間、活動日数、休暇日等

- (1) 活動時間は原則として 7 時間 45 分とする。
※始業・終業時間及び休日は活動（業務）の状況により変動する。（早朝・晩の活動あり）
- (2) 活動日数は原則として 1 ヶ月 20 日間とする。
- (3) 隊員の休暇日は、市と協議のうえ決定する。
- (4) 隊員は、年末年始、忌引など別に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて活動を行わないことができる。

5. 報償費等

報償費及び健康保険等の条件は次のとおり。ただし、隊員は市長から委嘱を受け、その活動の対価として、報償費の支給を受けるものとし、隊員と市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償費は月額 232,000 円とする。（1 ヶ月間の活動日数が 20 日に満たない場合は、1 日当たり 11,600 円の日割り計算により支給するものとする。）
- (2) 市との雇用契約は存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納める。

6. 隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行う。活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

分野	いすみ市観光地域づくり法人（DMO）での観光地域づくり事業
活動内容	いすみ市は、豊かな食と自然環境に恵まれ、宝島社発行の『田舎暮らしの本』、「住みたい田舎ベストランキング」首都圏エリアで 10 年連続総合第 1 位に選ばれるなど、田舎暮らしの魅力や移住先の候補地として人気の評価を頂いているまちです。 この恵まれた環境を活かし、「住んでよし、訪れてよし」の持続可能なまちづくりを目指していすみ市観光地域づくり法人（DMO）を令和 2 年に設立し、今年で 6 年目を迎えました。今後の目標は、「自走できる DMO」へと進化することであり、民間主導のプロフェッショナルな組織として、地域全体で稼ぐ仕組みを引っ張っていく必要があります。 最初から完璧な経営スキルは必要ありません。まずは、いすみの人々や事業者さんとの信頼関係を築くことからスタートし、3 年間をかけて既存のノウハウを全て伝承していきます。 「自分の手で組織を成長させたい」、「将来、地域ビジネスの経営に関わりたい」という、成長意欲あふれる方を「3 年間の任期後、この DMO のコアメンバー（経営幹部候補）として組織を引っ張ってくれる仲間」を地域おこし協力隊として募集いたします。 【具体的な活動内容】 （１）いすみの魅力を最大限活用しビジネスにする観光地域づくり（DMO 事業） ○地域がしっかりと「稼げる」仕組みを現場で学び実践していきます。 ・魅力のブラッシュアップ：今ある観光資源や特産品を活かした、新しい体験ツアーやイベントを地域の方々と一緒に企画・運営します。 ・いすみのファンづくり（プロモーション）：旅行会社や企業、国内外の教育旅行、一般のお客様に向けて、「いすみの売り」を SNS 等も活用しながら発信し、いすみに足を運んでもらうための PR や提案活動を行います。 （２）「次世代の自立組織」へ向けた運営管理（DMO の組織づくり） ○将来的には行政の出向者がいなくても回る、強固な民間組織（DMO）へとアップデートするための土台作りに関わります。 ・チームの運営サポート：これからの活動戦略の策定、予算や収益のバランスチェックなど、経営に近い視点で組織の動きをサポートします。 ・仕組みづくり：活動がスムーズに回るような事務体制の整備や、情報共有の仕組みを整えます。 （３）あなたの「起業・新規事業」、「資格取得」への挑戦 ○「DMO の事業として、新しいビジネスを立ち上げたい」、「任期後に自分の仕事としても独立できるようなプロジェクトを始めたい」というアイデアや、新しい視点での仕事、また、旅行事務取扱管理者資格取得などのチャレンジも支援します。

	【任期満了後の未来について】 安心して定住し、いすみ市でキャリアを築いていけるよう、以下の出口を明確に用意しています。 (1) 新生DMOのコアメンバー（経営幹部）として、引き続き組織を牽引する ○行政からバトンを受け取り、プロパー職員（または役員候補）としてDMOの運営・経営にコミットしていただきます。 (2) いすみ市内で起業・独立する ○任期中にDMOの看板を使って培った地域とのつながりやノウハウを活かし、ご自身の観光・地域ビジネスをスタート。DMOのパートナーとしても連携を続けます。
--	---

7. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができる。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 活動拠点となる事務所の確保の支援
- (3) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (4) 隊員が地域に定着するための支援
- (5) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (6) その他

8. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- (1) 隊員の活動拠点となる事務所の管理に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。また、住居における光熱水費、通信費は隊員が負担する。）

9. 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで

※令和8年9月30日（水）必着。
- (2) 応募方法

別紙「いすみ市地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入し、活動目標レポート、履歴書、住民票（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）を添付して、いすみ市役所企画政策課に郵送又は持参。

（３）書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、いすみ市役所企画政策課の窓口で配布する。また、いすみ市ホームページからもダウンロードにより入手可能。

いすみ市ホームページURL <http://www.city.isumi.lg.jp/>

１０．選考

（１）１次選考（書類選考）

１次選考として、書類選考を行い、結果を令和８年１０月９日（金）までに応募者全員に通知する。

（２）第２次選考（面接）

第１次選考合格者を対象に令和８年１０月１９日（月）に第２次選考試験（面接）を行う。

（３）最終選考結果の報告

最終結果報告は、令和８年１０月２８日（水）までに文書で第２次選考受験者全員に通知する。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

１１．応募、問い合わせ先

〒２９８－８５０１

千葉県いすみ市大原７４００－１

いすみ市役所 企画政策課 （担当：土屋・安藤）

Tel：０４７０－６２－１３８２

Fax：０４７０－６３－１２５２